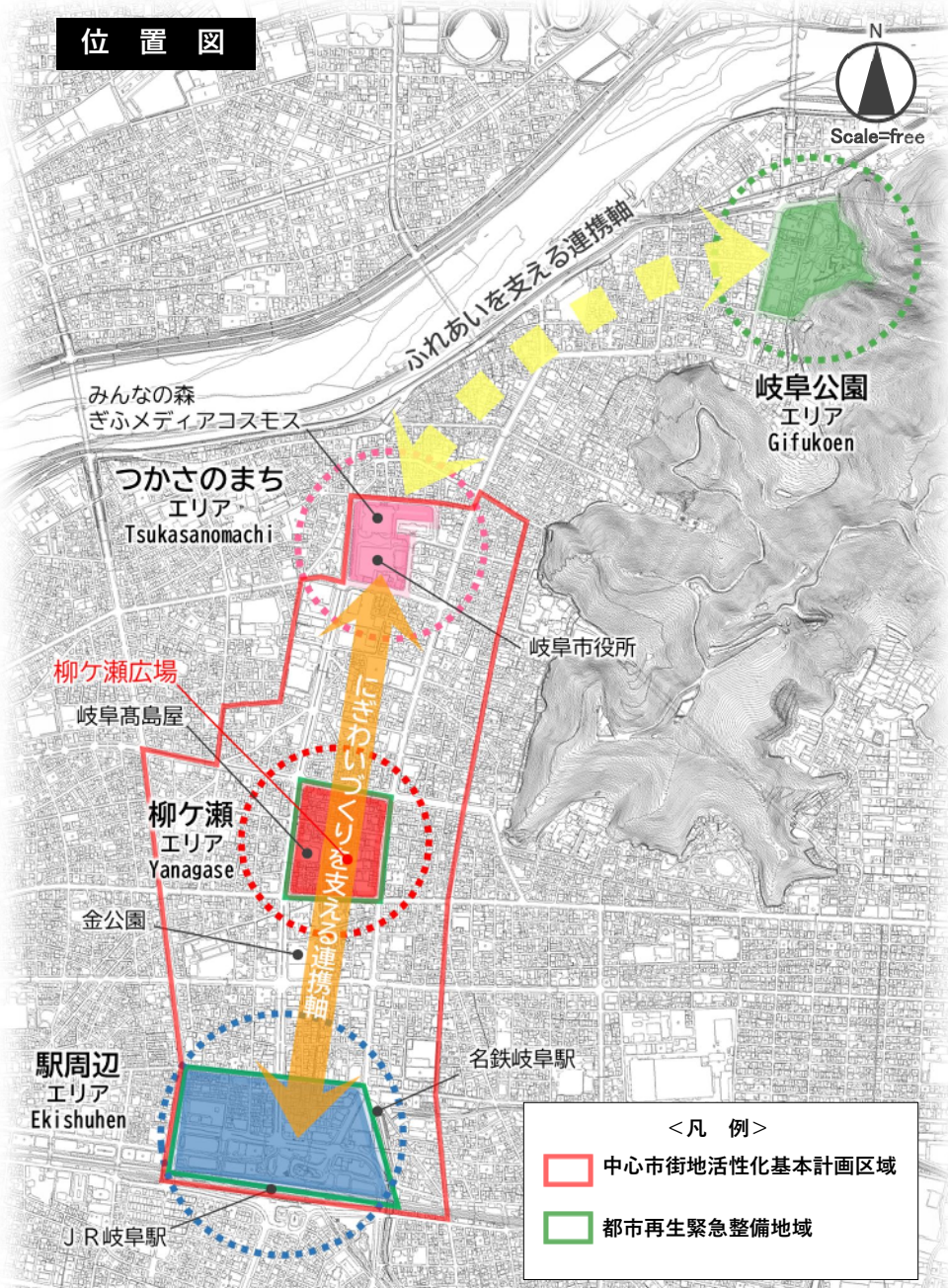


① 中心市街地の活性化と柳ヶ瀬の再生について

本市の柳ヶ瀬を含めた中心市街地は、岐阜都市圏の核であり、本市のみならず、圏域全体の発展を牽引する重要な役割を担っています。

なかでも、岐阜駅周辺、柳ヶ瀬、つかさのまち、岐阜公園の4つの個性に満ちたエリアについて、中心市街地活性化基本計画等、様々な計画に基づいて、これまでに築き上げ、受け継がれてきた個性を際立たせながら、中心市街地全体をさらに魅力ある空間へと導き、未来へ繋げていくことを目指しています。

本市にとって、柳ヶ瀬は、かつて、商いを生業とする人々に支えられ繁栄してきた全国にもその名の通った「にぎわいの中心地」でありました。再び、柳ヶ瀬のにぎわいを取り戻し、伝統と先進が融合したまちなみを創るなど、個性を際立たせながら、柳ヶ瀬の再生を進めています。



② 柳ヶ瀬の再生に向けた取組みについて

現在、柳ヶ瀬では、官民が連携し、市街地再開発事業とリノベーションまちづくりを両輪として、それぞれの相乗効果を発揮するまちづくりが進められ、また、地元商店街やまちづくり会社などが中心となり、マーケットイベントが毎月開催されるなど、柳ヶ瀬ににぎわいが戻りつつあります。

○居住を推進する市街地再開発事業とまちを再生するリノベーション

まちなか居住を推進する市街地再開発事業
県内最大の居住空間を創出する「柳ヶ瀬グラスル35」で、まちなか居住が加速します。



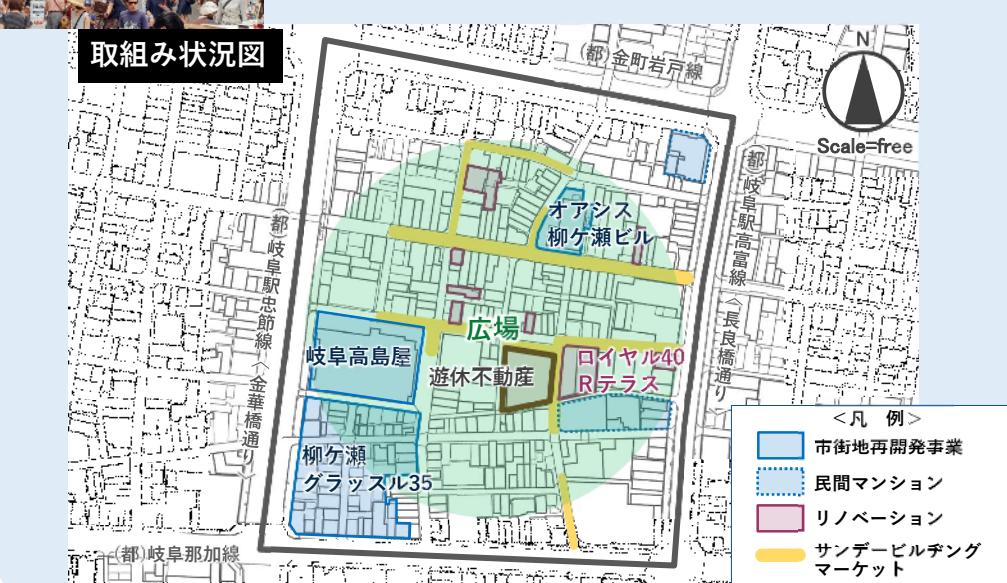
リノベーションによる新しい魅力

遊休不動産のリノベーションにより、まちの再生を行っています。



○人が集まる取組みサンデービルディングマーケット

公共空間の有効活用がまちを彩ります
柳ヶ瀬の特色を活かし、“道路空間の活用”と“商店街”が融合した人が集まる取組みで、市内外から約5,000人が来訪します。



③ 柳ヶ瀬広場の必要性

今後、さらに、柳ヶ瀬の再生に向け、開放感や陽ざしなどを確保し、若い人達などのまちづくり活動の拠点として、イベントなどで活用できる広場を柳ヶ瀬の中心に配置し、さらなる魅力の向上と環境整備を図る必要があります。

このまちづくり活動の拠点となる広場を「住む人」、「訪れる人」を結びつける重要なコンテンツとして、交流空間やレクリエーション空間など、多様な機能を有した空間とすることにより、柳ヶ瀬のさらなる魅力の創出とまちの価値の向上に繋がってまいります。

これらのことから、柳ヶ瀬を含めた中心市街地は、本市が持続的に発展するためのエンジンとなる重要なエリアであり、柳ヶ瀬のさらなる魅力の創出とまちの価値の向上を確実に実現するため、「柳ヶ瀬広場」を都市計画法に基づいた都市施設として、都市計画決定を行うものです。

【柳ヶ瀬の魅力創出に向けて】



柳ヶ瀬の魅力を高める「広場」を整備



柳ヶ瀬の魅力創出



4 都市施設（公園・緑地・広場等）について

都市計画法で定める都市施設の公園、緑地、広場等は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

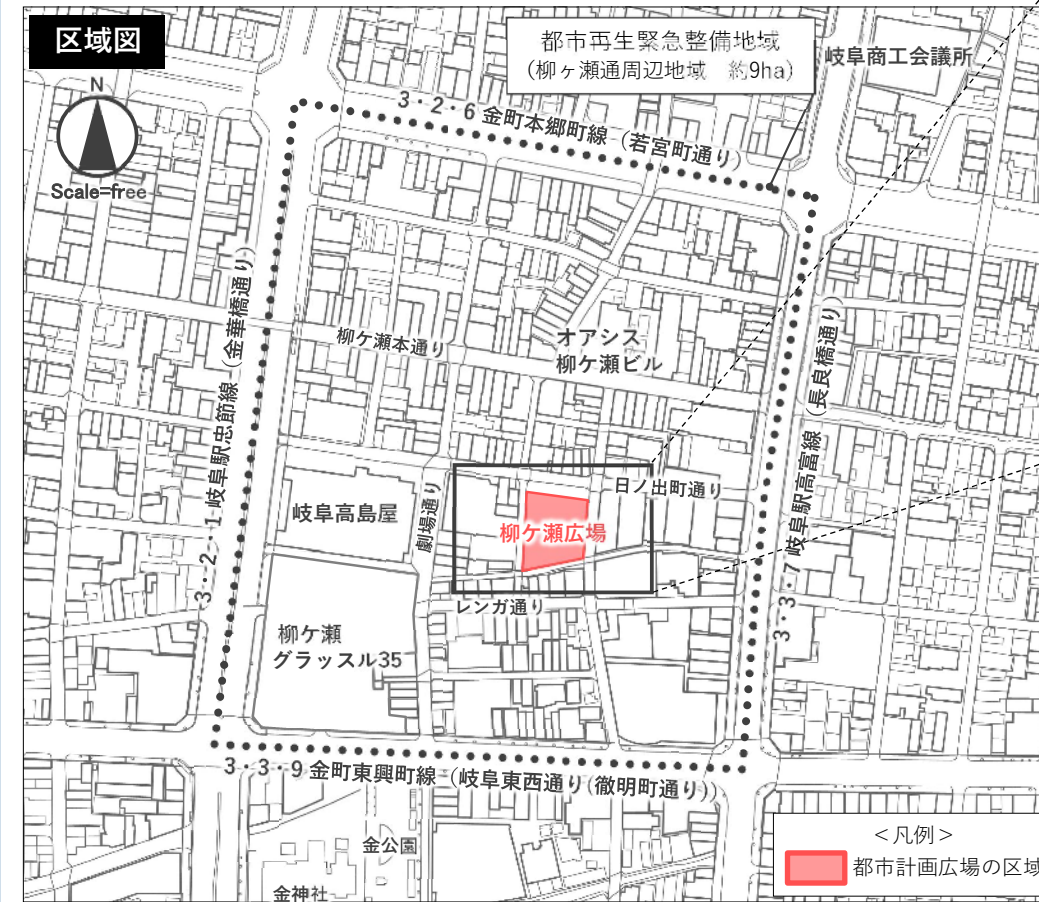
【公園・緑地・広場等の種類】

岐阜市の都市計画決定された公園・緑地・広場
193箇所 約373.3ha（令和4年3月24日現在）

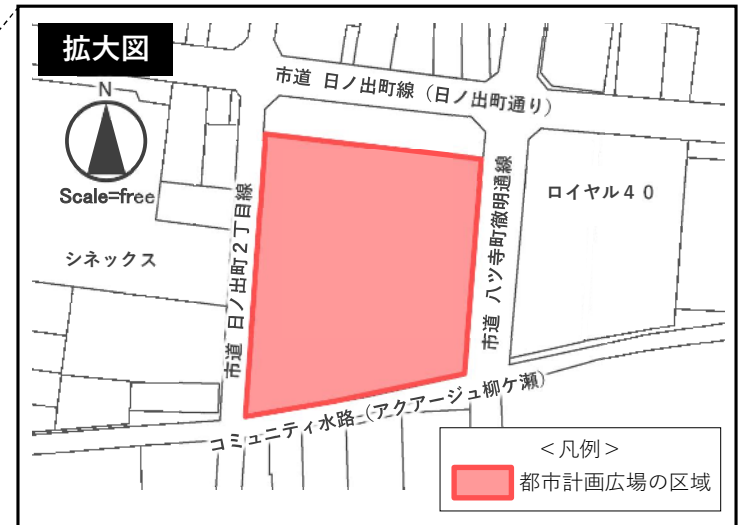
種類	内容	
公園 (185箇所)	街区公園 (155箇所)	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園 (15箇所)	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
	地区公園 (4箇所)	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。
	総合公園 (3箇所)	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、おおむね面積10ha以上で配置する。
	運動公園 (3箇所)	主として運動の用に供することを目的とする公園で1箇所あたりおおむね面積15ha以上で配置する。
	特殊公園 (5箇所)	風致公園、動植物公園、歴史公園、その他特殊な公園で、その目的に則して配置する。
	※ 広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、おおむね面積50ha以上で配置する。
緑地 (6箇所)	※ 緩衝緑地	大気汚染、騒音等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害の状況に応じ配置する。
	※ 都市林	市街地およびその周辺部のまとまった面積を有する樹林地において、自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
	都市緑地 (6箇所)	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
	※ 緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
広場 (1箇所)	主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地で周辺建築物の用途がおおむね商業施設、業務施設などの地区に配置する。	
墓園 (1箇所)	主として墓地等の設置の用に供することを目的とする公共空地で、自然的環境を有する静寂な土地に配置する。	

※岐阜市では、現在、都市計画決定されていません。

5 都市計画の概要



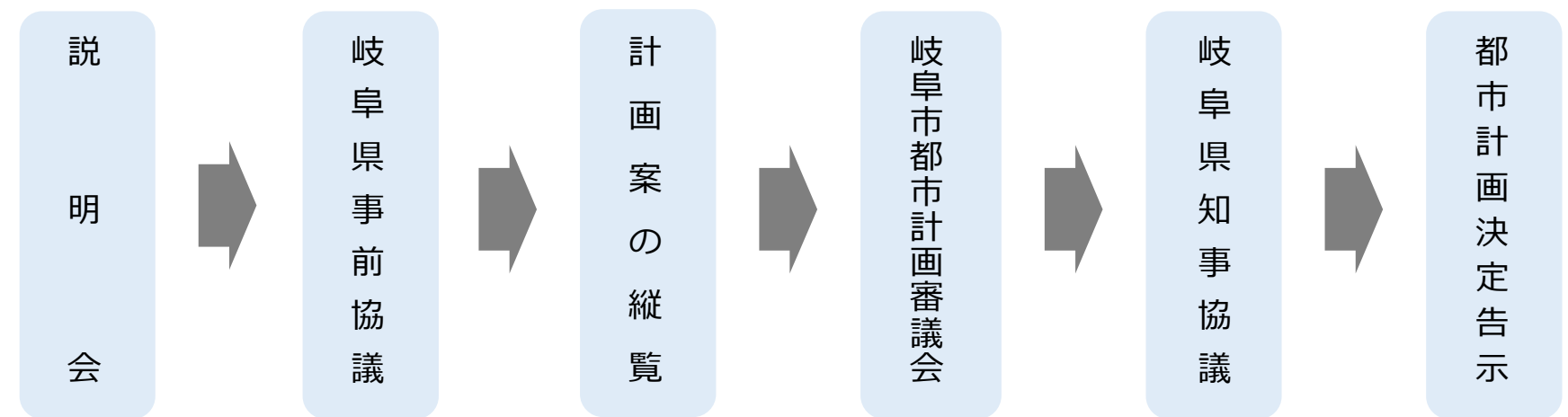
名称		位置	面積	備考
番号	広場名			
広場1	柳ヶ瀬広場	岐阜市日ノ出町1丁目	約0.13ha	



（柳ヶ瀬広場の立地条件）
当該地は、柳ヶ瀬のほぼ中央に位置し、まとまった敷地面積が確保でき、四方を通路に囲まれ、広場に適した立地条件です。



6 都市計画手続きの経過



注) このパンフレットは都市計画の概略を示すものであり、図面の精度や内容を証明するものではありません。